

地価調査結果の見方について

- 1 「基準地番号」の欄には、用途別に数字を付し、次のように表示した。

なお、*は、地価公示の標準地(価格判定の基準日令和5年1月1日)と同一の地点である基準地である。

(県)－1、(県)－2・・・住宅地

都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

(県)3－1、(県)3－2・・・宅地見込地

都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域のうち、現に大部分の土地が農地、採草放牧地、林地等として利用されており、かつ、将来において市街化されることが社会的に見て合理的と認められる地域内の宅地化されていない土地をいう。

(県)5－1、(県)5－2・・・商業地

都市計画区域内の準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地をいう。

(県)9－1、(県)9－2・・・工業地

都市計画区域内の工業地域及び工業専用地域内並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、工場等の敷地の用に供されている土地をいう。

(林)－1、(林)－2・・・林地

市街化区域外の地域において、次に掲げるそれぞれの林地をいう。

- ア 都市近郊林地：市街地的形態をしている地域の近郊にある地域内の林地をいい、市街地の宅地化の影響を受けている林地
- イ 農村林地：農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主とし、林業を兼ねている地域内の林地
- ウ 林業本場林地：林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地
- エ 山村奥地林地：交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域内の林地

- 2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」の欄で、基準地に住居表示がある場合は、「」内に表示した。また、基準地が土地区画整理事業による仮換地となっている場合は、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在、地番を表示し、()内にその場所の当該事業による工区名、街区番号及び符号(仮換地番号)等を表示した。なお、基準地の地番が数筆にわたる場合は「外」と表示した。

- 3 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積(土地区画整理事業の仮換地については、当該仮換地等の指定地積)を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、基準地の一部が私道となっている場合に、その「地積」欄には私道部分を含め全筆の地積を表示した。

- 4 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り、四角形(正方形、長方形)である。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層(地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。)を表示している。ただし、価格判定の基準日に建物が撤去されている場合には、現況が一時的に建物の取り壊し等により更地になっている場合は「空地」、建物が解体中で、建築が行われることが明確でない場合は「取壊中」とし、更地又は建物が解体中であるが建築が行われることが明確な場合や建物が建築中の場合は「建築中」と表示している。

W・・・木造	RC・・・鉄筋コンクリート造
B・・・ブロック造	SRC・・・鉄骨鉄筋コンクリート造
S・・・鉄骨造	LS・・・軽量鉄骨

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、基準地からみた前面道路の方位、幅員、道路の種別、舗装の状況及びその他の接面道路の状況の順に表示してある。

なお、舗装の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄は、次により表示した。

- (1) 水道法による水道事業又は専用水道により基準地へ給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。
- (2) ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によって、ガス供給が可能な場合には、「ガス」と表示した。
- (3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域にはないが公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合には、「下水」と表示した。

8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として最寄りの鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50m未満の場合は「近接」と表示した。

9 「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄等においては、次により表示した。

(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。なお、「市街化区域」は特に表示していない。

1低専・・・第一種低層住居専用地域	工業・・・工業地域
2低専・・・第二種低層住居専用地域	工専・・・工業専用地域
1中専・・・第一種中高層住居専用地域	「調区」・・・市街化調整区域
2中専・・・第二種中高層住居専用地域	(都)・・・市街化区域及び市街化調整区域
1住居・・・第一種住居地域	以外の都市計画区域
2住居・・・第二種住居地域	「都計外」・・・都市計画区域以外の区域
準住居・・・準住居地域	「準都計」・・・準都市計画区域
田園住・・・田園住居地域	防火・・・防火地域
近商・・・近隣商業地域	準防・・・準防火地域
商業・・・商業地域	「地森計」・・・地域森林計画対象民有林
準工・・・準工業地域	

(2) 「1低専」、「2低専」、「1中専」、「2中専」、「田園住」、「工専」、「調区」及び「(都)」(ただし用途地域内を除く)については、()内の左側に指定建蔽率を、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。また、その他の地域については()内に指定容積率をパーセントで表示した。なお、指定容積率を上回る容積率を使用することを前提に価格を決定した基準地は、指定容積率の次に★を表示した。

10 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日(令和5年7月1日)における状況により行った。